

国立大学法人総合研究大学院大学中期目標

平成21年3月30日

文部科学大臣

(前文)

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条の規定により、国立大学法人総合研究大学院大学が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

総合研究大学院大学（以下「本学」という。）は、人文・理工にわたる多数の基礎学術分野につき、機構等法人（大学共同利用機関法人及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構をいい、経過措置として旧独立行政法人メディア教育開発センターの権利及び義務を承継する放送大学学園を含む。以下同じ。）が各地に設置する大学の共同利用の研究所その他の機関において、各施設の研究環境を最大限に生かした博士課程教育を総合的に統括実施し、学融合による新学問分野の創出・発展を図りつつ、国際的に通用する高度の研究的資質とともに広い視野を備えた人材の育成を目指す。

なお、本学の独特な大学院教育制度は、国立大学法人法及び法人間協定に基づき、機構等法人間との緊密な連係及び協力の下に行われる。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

本学の中期目標の期間（第1期）は、平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、文化科学研究科、物理科学研究科、高エネルギー加速器科学研究科、複合科学研究科、生命科学研究科、先導科学研究科を置く。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

- 本学の研究科の専攻を置く機構等法人が設置する大学の共同利用の研究所その他の機関（以下「基盤機関」という。）のもつ優れた人的及び研究的環境を活用した博士課程教育を行い、高度の研究的資質、広い視野及び国際的通用性を兼ね備えた一流の研究者の育成を図り、質の高い学位取得者を社会に送り出すことを目標とする。

(2) 教育内容等に関する目標

- 基盤機関の特性・個性を最大限に発揮した教育を行い、高度の専門性と以下

に掲げる総合性・国際的通用性を修得させる。専攻や研究科を横断する教育研究活動を行うための教育体制の整備を行う。

- ① 学生が所属する専攻が有する高い専門性と総合性
 - ② 専攻間の分野を横断し、新たな学問領域の開拓にもつなげる科学の総合性
 - ③ 社会が抱える今日的な重要問題を視野に入れることができるような人間の総合性
- 世界的なレベルで国内外で活躍できるための国際的通用性を涵養する。
 - 研究能力とチャレンジ精神に富んだ学生を受け入れるためにアドミッションポリシーを明確にする。
 - 幅広い年齢層にわたる教員団と高い対学生数比率を生かし、個々の学生の資質や能力等に応じた教育研究指導を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

- 研究科及び専攻の特性に応じた基盤機関教職員の連係・協力体制を確立する。
- 各基盤機関が有する優れた施設・設備を有効に活用する。
- 個々の学生に即した柔軟な教育研究指導体制を充実するとともに、広く国外からの留学生を受け入れるための体制を整備する。
- 附属図書館の広域利用を図るため、電子図書館機能を充実する。

(4) 学生への支援に関する目標

- 教育面での個々の学生の支援を行うとともに、生活面においても支援を促進する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 基盤機関で行われている世界的な水準にある研究を基礎に一流の博士論文研究を指導するとともに、諸分野を有機的に総合化し、学際的・先導的な学問分野を開拓する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- 学生の研究環境を整備するとともに、研究成果を公表する。
- 大学院教育を通じて基盤機関における基礎研究の活性化を目指す。
- 全学共同教育研究活動の戦略的、効率的実施とその評価体制を構築するとともに、共同研究等の支援体制を強化する。

3 その他の目標

社会との連携、国際交流等に関する目標

- 社会的に重要な問題に対して戦略的な基礎研究を展開し、その成果を一般市民に分かり易く伝えて社会への成果還元を図るとともに、国際的に発信する。
- 社会と密接に連携した大学づくりに努力する。
- 各専攻の有する学術的な国際性や大学本部が位置する湘南国際村の環境を活用し、国際交流の充実を図る。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

- 学長のリーダーシップの発揮と全学的かつ戦略的事業の実施体制を確立し、戦略的で迅速な意思決定システムを構築する。
- 機動的・戦略的な研究科運営体制を構築する。
- 教職員による一体的な運営体制を構築する。
- 全学的視点での資源配分を検討する。
- 学外有識者・専門家のノウハウを活用する。
- 内部監査機能の充実を図る。
- 情報ネットワークを運営改善のために活用する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

- 本学の教育及び研究に関する基本的な目標を達成するための組織の最適化を図る。
- 多様な優れた人材を受入れる国際的通用性のある博士課程を整備する。
- 本学の特性にかなった機動的に機能する研究科を形成する。
- 本学の理念のより一層の実現のために全学共同教育研究施設の機能を向上させる。
- 社会の要請と本学の理念に基づいて、教職員を適切に配置する。

3 人事の適正化に関する目標

- 本学の教育理念に基く、教職員の業務実績を考慮した予算措置、教員の適正配置、事務職員の専門職能集団としての強化を目指す。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

- 基盤機関との連携・協力を前提に、大学事務局体制の見直しを行うとともに、事務の効率化・合理化を推進する。

Ⅳ 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

- 科学研究費補助金、奨学寄付金等外部研究資金の獲得をより積極的に推進する。

2 経費の抑制に関する目標

- 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
- 教職員の経費節減への意識改革を図るとともに、事務・事業、組織等の見直しを行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- 資産の効果的・効率的かつ安全な運用管理を図る。

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

- 大学の継続的な質的向上を目指し、十分な透明性と公平性及び実効性を備えた評価システムを確立する。
- 評価結果の大学運営への活用を図る。

2 情報公開等の推進に関する目標

- 全学的な広報体制を確立し、インターネット等を活用して大学情報の公開に努める。

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- 葉山キャンパスにおいては、環境安全協定を遵守しつつ整備計画を策定し、施設の有効利用を図る。

2 安全管理に関する目標

- 教職員・学生の健康安全管理、事故防止、環境保全の充実を図る。